

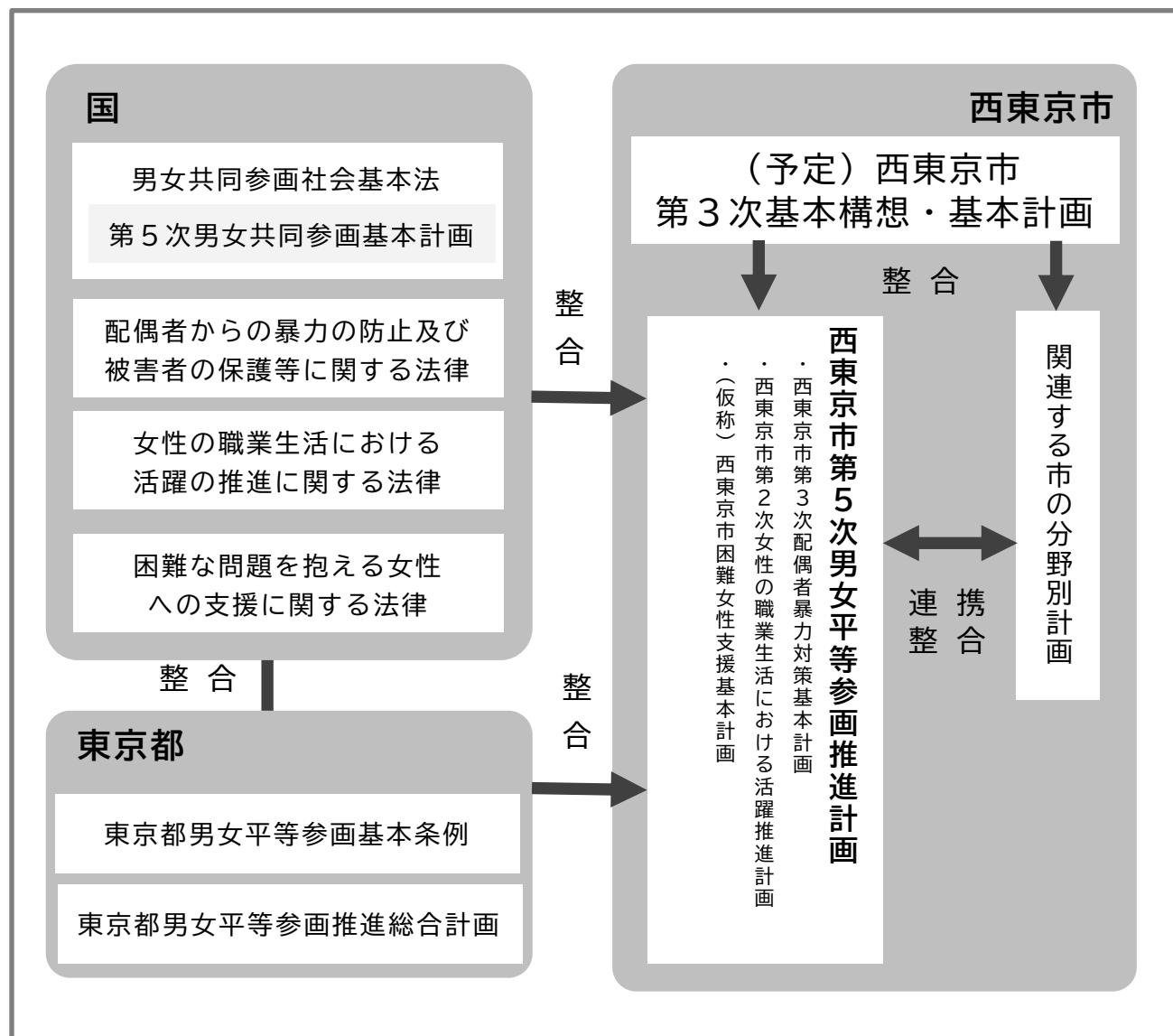
西東京市第5次男女平等参画推進計画（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

西東京市では、平成16（2004）年3月に「西東京市男女平等参画推進計画」を策定し、平成20（2008）年4月には男女平等参画推進の拠点施設として「男女平等推進センター パリテ」を開館しました。これまでに3度の計画改定をしながら、男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開してきました。

現行の第4次推進計画の計画期間が令和5（2023）年度末で終了することを踏まえ、社会情勢の変化や市を取り巻く環境に対応するために、「西東京市第5次男女平等参画推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ



3 策定体制

- 「西東京市男女平等参画推進委員会」の開催
- 「男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査」、「男女平等参画に関する西東京市職員意識・実態調査」の実施
- 「市民ワークショップ」、「事業者インタビュー」、「中学生インタビュー」の実施
- パブリックコメント、市民説明会の実施（予定）

4 計画の期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5カ年とします。

5 計画策定の背景

（1）SDGsとジェンダー平等（平成27（2015）年）

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて加盟193か国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文には「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と示されており、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的の一つとなっています。

（2）第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2（2020）年）

国は男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることについて、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」としており、多様性の視点が強調されました。

（3）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立（令和4（2022）年）

昭和31（1956）年に制定された売春防止法を根拠として、婦人保護事業を実施していましたが、女性を巡る課題は複雑化・多様化し、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大によりこうした課題が顕在化していることを踏まえ、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず困難な問題を抱えている女性の現状を改善し、福祉の更なる推進を目的としています。

（4）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立（令和5（2023）年）

多様性に関する理解が不十分である現状を踏まえ、本法律において基本理念を定め、国や地方公共団体の役割や必要事項を明確にすることで、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

（5）第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定（令和5（2023）年）

基本方針として「性的マイノリティ当事者に寄り添う」、「多様な性に関する相互理解を一層推進する」、「東京に集う誰もが共に支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指す」ことが掲げられています。

6 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

お互いが認め合い、一人ひとりが個性と能力を発揮して
自分らしく輝ける社会をめざす

(2) 基本的視点

以下の3つの視点をもって、基本理念の実現に向けて取り組みます。

- 人権の尊重
- 男女平等参画
- 多様性の尊重

(3) 基本目標と重点課題の設定

社会情勢の変化や市の状況等を踏まえ、4つの基本目標を設定し、重点的に取り組む課題として重点課題を設定し、取組の強化を図ります。

7 計画の推進体制

男女平等参画に向けた施策を着実に推進するために、市だけでなく、市民や事業者、関係機関等がそれぞれの立場で、連携・協力して取組を実践していきます。

8 計画の進行管理

計画の着実な進行を管理するために、進捗状況を毎年調査して把握するとともに、府内関係部署や男女平等参画推進委員会にて点検・評価し進行管理を行うことで、改善策の検討や課題解決を図ります。

また、計画・実行・評価・改善のP D C Aサイクルを繰り返すことで計画の実効性を高めながら、施策を展開していきます。

9 指標の設定

本計画では、課題ごとに指標と目標値を定め、取組を進めています。

◆基本目標I 人権と多様性を尊重する意識の醸成

	指標（案）
課題1	男女の固定的性別役割分担意識について、反対と思う人の割合を増やす
課題2	社会全体として、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす
課題3	「L G B T」、「S O G I」について、「内容まで知っている」人の割合を増やす
課題4	地域社会（自治会・町内会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす
課題5	防災会議における女性委員の割合を増やす

◆基本目標II 女性の活躍の推進とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

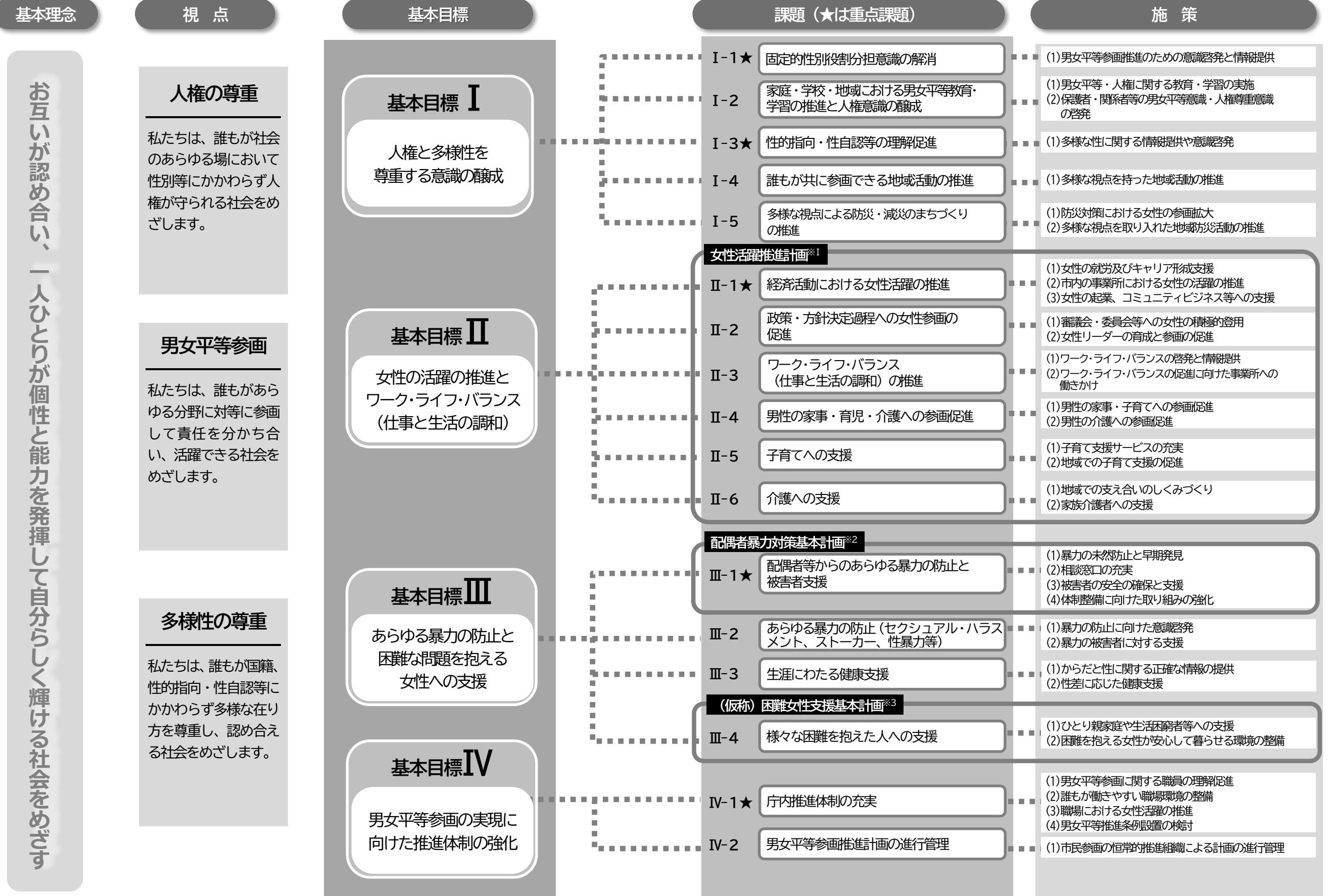
	指標（案）
課題1	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす
課題2	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす
課題3	ワーク・ライフ・バランスを実現していると思う人の割合を増やす
課題4	男性が家事・育児・介護等に携わっている時間を増やす
課題5	子どもがいる男性の育児休業取得率を上げる
課題6	家族・親族の介護をしている男性の介護休業取得率を上げる

◆基本目標III あらゆる暴力の防止と困難な問題を抱える女性への支援

	指標（案）
課題1	配偶者等から暴力を受けたとき、「誰にも相談しなかった」人の割合を減らす（減少が目標）
課題2	女性相談の女性認知度を上げる
課題3	女性に特有のがんの検診受診率を上げる
課題4	ひとり親家庭・女性・家庭相談等の相談件数

◆基本目標IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

	指標（案）
課題1	女性課長級職以上（一般行政職）の割合を増やす
課題2	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす



※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画」
 ※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく市町村基本計画」
 ※3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく市町村基本計画」